



要の場合においては国内産業に対してもこれが協定をすることができるといふように、国内産業に対する制約とうふらの必要が起つて来るのか、その具体例を示していただきたい。

○牛場政府委員 現在におきましてもこれは日本だけではありませんで、ほかの国でも大体そうだと思うのですが、たとえば機械でありますとか、それから鉄鋼類の輸出は大体おきましてメーカーの方でむしろ話をきめまして、輸出業者はその代行者としてやるというような場合が多いのであります。そこで輸出業者のみの協定では、そういう場合にはなかなか効果が出て来ない、生産業者を参加させて初めて効果が出て来るということになると思うであります。ただししかし最近いろいろ問題になりました、たとえば鉄鋼の商社指定というような、そういうふうなところではこれは認めないつもりであります。最近アルゼンチンに対する鉄鋼の輸出が非常に問題になつておりますが、これの場合は輸出業者の間で協定を結ぶといふときに、具体的な必要が生じて来ると思ふのであります。これに對しては乱用の危険がむろんございま

すので、第五条の第三項第四号に「国

内の関係事業者又は一般消費者の利益

を不當に害するものでないこと。」こ

れを確認しなければ通産大臣が認可し

てはいけないということになつております。

具体的な行政に当る者の措置といたしましては、この点は特に慎重を

期して参りたい、公正取引委員会でも

そこの点非常に問題にしておりますの

で、十分慎重にはからしたいと思いま

す。

○永井委員 これは経済委員会の方にかかつておる独禁法の緩和の問題と関連して来るのであります。そういう

基

本

的

に

独

禁

法

を

大

幅

に

緩

和

し

て

そ

の

環

と

し

て

輸

出

入

取

引

の

方

面

に

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

し

て

お

き

ま

○宗井委員 お話をによると何のことだかちよつと首尾一貫しない御答弁のようであります。何と申しましても、峻厳な競争に対応いたしますために、国内産業の合理化の基盤が飛躍的に促進されなければならないと思うのであります。ところがどういう形で参りますと、産業合理化の名において中小企業が見殺しにされて行くことはいなめない事実だと思うのであります。局長は中小企業を助けて行くのだとうのすけれども、この合理化の問題と中小企業——既存の各業態を守りながらコストを引下げて国際競争で打勝つて行く条件は何か、一体具体的にどういう方法でおやりになるのか、これをひとつ伺いたい。

外の市況なども十分調査する力もできて来るわけでありまして、それをさらに国内の生産業者に反映させることができます。こういう協定なり組合なりで使うために、企業の合理化などをを行うにつきましても、一つのはつきりした目安というものが出て来るのではないか、そういう意味におきまして、これは決して国内の合理化に反対の方向に行くような趣旨ではないと考えております。

○永井委員 出入口の整理をするのだと言いますが、まあこの法案だけは出入口の整理であります。ほんと、金融はこうだ、税金はこうだ、産業構造はこうだ、独禁法はほかの委員会にかかるつておる、ある一部のいろいろなものは大蔵委員会にかかるつておる、ばらばらな形でいろいろ出て来て、そうしてその部門々々においては、これは出入口の整理だと言いますが、出入口の整理だけといふことは、経済全体の総合的な一つの運営から申しますとないのでありますて、全体的な一つの動きの中で、それぐの出入口、あるいは金融、あるいは税金、あるいは生産、あるいは労働、あるいは資本、こういうふうに部門的に動くのでありますて、これは全体的な一つの視野から、この出入口の操作でいいかどうかという判断を持たなければならぬとわれくは考えるのであります。その意味においてこういう出入口の整理、すなわち国家のためだ、国の産業のためだ、こういうことで、たとえば肥料の面におきましても、国内の農民には一俵九百五十円内外といふ高い価格を押しつけ、輸出の面においては六百十五円内外というような、

こういう価格を打出しておいて、そうに全部犠牲をしているというようなことを押しつけて来がちであります。今後、国際市場において競争が激甚になればなるほど、この出入口の操作を通して国内産業をにらみつけて行くという一つの迫力をを持つて参りますことは、私はここで議論するまでもないことと思うのであります。そういう意味において、この出入口は非常に重視しなければならないものであります。そこで局長は、この法案自体からこの出入口に立つて産業のヒンターランドを展望して、この出入口からどういう産業をこの構想の中に持つておられるか、国内産業にまでいろいろ協定や何かが押しつけられるわけでありますから、それを伺つてみたいのであります。

りまして、輸出業者の立場も強化いたしました。ほんとうに国際価格といふものが何であるかということを十分メー  
カーリーにも認識させまして、それを目標にして企業の合理化をやつてもらおうということになるのだろうと思うのであります。もちろんそれは多くのものうちの一つにすぎないので、いろいろほかの事情もあると思いますが、とにかく海外市場、世界のマーケットの値段というものを常に目標にして、そこへ到達するようやつて行くのが非常に重要な一つの標準じやないかと考えます。

○永井委員 この法案を通して具体的に現われて来る面としては、たとえば品質に対するいろいろな強制力等も生れて來るのでありますか、これを伺いたいと思います。

○牛場政府委員 品質も協定の対象になつておりますし、また品質に関して組合が組合の守るべき事項を定めることができます。

○永井委員 この法案が通過してこれが運用される場合、この法を適用しようと予定しておる具体的な業種、及び品質協定をやるとすれば、それを具体的にひとつお示しを願いたい。

○牛場政府委員 輸出組合の方だけについて申し上げますと、現在まで三十四輸出組合ができておりますが、大体このくらいで打切りになると思いまます。これはおそらく輸出のほとんど全部の分野を包含しておりまして、われわれは初め組合が発立することを非常におそれておつたのでありますが、そういうような状況は今のところ一応納まつておるようあります。品質協定

○永井委員 輸入組合の場合は。  
○牛場政府委員 輸入の方は大体におきまして協定で行きたいと思つております。どういう品物について組合を認めるかということは、政令できることになつております。現在業界の方でもいろいろ話はいたしておりますが、まだどういう品物についてといふのはつきりした方針はきめておりません。

○永井委員 輸入の場合、これは国内産業を守るためにあるいはある場合においてはこれは国内産業の合理化を刺激し促進するため、こういうようなことで、輸入許可のいろいろな基準といふものがそれ／＼の場合それぞの条件で異なり、一定の原則がないううです。何か勘でものをやつしておるようなら／＼にわれ／＼には外から見られるのであります。一体現在輸入の場合において、いろいろな国内産業の育成というようなものとらみ合って、どういうような基準でおやりになつておられるのか、原則的な一つの基準をお示し願いたい。

○牛場政府委員 いろ／＼品物がございままでの、大別して申し上げるよりほかないと思いますが、原則としてはもちろんできるだけ安く買うということに尽きるわけでありまして、それにプラス協定の遂行のため、ある場合に多少高いものでも買わなければならないし、そういう場合に輸入業者の協

定を認めようというのが七条の二に書いてあるわけあります。一般的な基準と申しますと、主として問題になりますのはおそらく輸出品の原材料であると思うのでありますと、たとえば綿花であるとかバルブであるとか、そういうものが一番問題になると思いまして、たとえば綿花を促進する建前からいたしまして、輸出との間にあつての問題のリンク制を行つております。そのベースメントが最近相当高くなつて来ておるような状況であります。それ以外のものにつきましては、大体設備に応じて割当てるというやり方にいたしております。しかし設備の整立等の危険性があります場合には、ある程度新設の設備については割当を低くするというような手段をとつておるのであります。さらにもう一つはいわゆる自動承認制という範疇に属するものであります。これにつきましては、一定の限度はあります。しかしながら輸入の必要性はそう多くないとも言えますし、また一方ほんとうに足りない場合には、入れなければならぬという事情もあると思います。現在の問題は、私はなはだうつかりしておりますが、実はまだ十分研究いたしておりませんので、おおむね申し上げることにいたしたいと思ひます。

○永井委員 話がここへ来ましたので、これに関連してお尋ねするのであります

が、需要家であると仲介業者であると

を問わず、だれでも輸入ができるとい

う趣向をとつております。

○永井委員 話がここへ来ましたの

で、これに関連してお尋ねするのであ

りますが、今紙の輸入が問題になつて

おると思うのであります。これは局長の所管かどうかわかりませんが、関税を相当引下げて輸入をする、こうい

うことになりますと、国内価格より大

分安いのが入つて来る。一つの一貫し

みます。これが何が公正であるかとい

う基準で、だれがどこでやるのです

か。

○永井委員 外紙は千六百万ポンド輸

入しよう、とりえず八百万ポンド輸

入しようという問題であります。こ

れはあとの問題といたしまして、取引

において、何が公正であり何が不公正

であるかといふ判断は、どうい

うふうなる。そういうふうな場合も相

手による。そうすると、白紙委任

あります。これはどういう目的で取扱うのですか。

○牛場政府委員 おそらく新聞紙の輸入のことだと存じますが、これは大体

もらいたいといふ話、片一方紙のメ

ーカーの方では入れる必要はないとい

うような話が続いておりまして、ここ

一年ぐらいは国内の紙で大体まかなえ

るということでおつたのであ

りますが、最近また紙の事情がきゆう

くつになつたといふところから生じて

来た問題だと存じます。国内の値段が

非常に高いような場合にも、同じよう

な問題が起る可能性があるのであります

して、これを入れるか入れないかとい

うことはやはりその現実の場合に即し

て十分研究してみないと、一概には申

せないと存するのであります。紙は輸

出の原料ではないわけありますか

質問に移りますが、ただいま申し上

げますように、本改正法案といふもの

は、相当大幅な自由主義の上における

自由取引の制限になると思うのであり

ます。法律案の提案理由の中の第五項

に、輸出取引または輸入取引における

業者の協定または組合員の遵守すべき

事項をもつてしては実効を期しがたい

ことをおそれておる。戦争中に統制組合といふものがあつたの

であります。それでただいまおつしや

ト・サイダーに対する規定になるわけ

で申しますと、第十九条の七及び第十

九条の八といふところに出ておるわけ

であります。それでただいまおつしや

ト・サイダーに對する規定になるわけ

であります。それでただいまおつしや

ト・サイダーに対する規定になるわけ

であります。それでただいまおつしや

ト・サイダーに對する規定になるわけ

したいのであります。

○牛場政府委員 戰前の統制は、たゞいまおつしやいましたようにアウト・サイダーに対しても、場合によつては統制権を反ぼすということをやつておつたわけですが、これは非常に強い國家権力を組合に与えるといふことになりますして、取引の自由を束縛するという意味から見ますと行き過ぎであるという観点が非常に強いわけあります。これは独裁法の立場からいきましても、またそれを離れて、一般的に國際関係に与える影響などから見ましても、組合に国家的な権力を与えてアウト・サイダーを規制させるということは、現状ではむずかしいだらうと思ひます。そこでこういふ規定にいたさざるを得なかつたわけありますが、これにつきましては、こういふ規定を置くことによつて、大体組合自身を強化するような方向に行きやすいと思ひますのでありまして、アウト・サイダーもだん／＼組合に加入するといふような機運をつくつて参つて、なるべくそちらの方で参りまして、ほんとうにやむを得ない場合だけ国家が乗り出すといふふうに運用して行きたいと思つております。

いことは今日までの長い国民経済を通してのはつきりした骨格であらうと思ひます。今後から統制をやらなければならぬ場合がでて来たとするならば、これは当然業者の自主的な統制にまつべきものであると私は信じておるのであります。そういう方向にさおさすとすれば、これは明らかに時代逆行をやつて、今後は失敗をより大きくして行くものだと考へておるのであります。この点については、あなたの方では提案者の立場から賛成できぬと言われるかもしれません、一応問題を保留して次に移りたいと思うであります。

そこでこの法案の内容をちよつと見たところでは、いゆる物資だけを対象にしてあるようであります。技術といふようなものについてどういうようにも扱つてあるのか。これについても同じよう扱いをするものでありますか、この点をひとつ伺いたい。

○牛場政府委員 独立の技術の輸出入ということは、この法案においては考えていないわけであります。機械類の輸出などに伴いまして、ある程度の技術が提供されあるいは提供を受け、それが輸出入のコストの中に入つて来るという場合には、これは間接的にはやはり対象になる場合があると思ひます。

○中崎委員 申しますのは、たとえばこの法案の対象は、単なる輸出入業者だけでなしに、メーカーも当然協定をなし得る態勢の中に入つて来る。そうするとメーカーがお互い同士で協定し合つて技術の導入をする、こういうふうな場合を考えて、そういう場合にこうした組合的なものあるいは協定的なものがその範囲に入るものかど

うかということを聞いておるのです。  
○牛場政府委員 それはこれには入らないことになつております。  
○中崎委員 次に移りますが、輸入の組合ないし業者の協定を認める必要といたしまして、通商協定等の関係から割高な物資を輸入しなければならぬといふうの必要性がある場合において、こういう協定を認めるのだといふうに解釈されておるのであります。が、割高な物資というようなものは、一体どういうふうなことを意味するのか。現在においても割高な物資といふものは、国際協定においてもあるかもしませんが、ここに言つておる、特に高く輸入するといふことはあり得ないと思ひます。そういうことが一つ。そのほかにも、この輸入組合なり輸入協定を認めなければならぬといふ大きな理由があるのかどうか。これをひとつお聞きしたい。

○牛場政府委員 輸入協定なり輸入組合の実際の必要性は、輸出の場合には少いであらうということは、まつたく御指摘の通りであります。従いまして、私ども組合をつくる場合には、最小限度にとどめたい。協定につきましても、第七条の二にあるのであります。が、この条件を相当厳格にして行きたいと考えております。

国際協定の結果割高のものをとらなければならぬ場合であります。が、これは終戦後世界的に経済の非常にアンバランスの場合にしばしば起つたことであります。最近ではそういう事例が割合に少くなつて来ておることは事実であります。しか

しながら、たとえばバキスタンの輸入花でありますとか、アルゼンチンの小麦につきましては、現在でもやはりの小麦につきましては、現在でもそういう傾向があるのであります。それが、これは見返りにこちらの輸出が出て行くという観点から、ある程度高いものを買ひ、あるいは品質の違つたものも買うということになるのであります。そういう場合には、やはり組合をして協定によつてやつた方が便利な場合があるのではないかと考えられるだけであります。また仏領アフリカから来てます鎌鉱石につきましても、やはりそういうような事例があるわけであります。それ以外には買付地におきまして、向う側が一手専売のようなことをやつておる、たとえばタイの米でありますとか、あるいはドイツあたりのカリ肥料などは、向うは一手で販売しておるわけであります。そういう場合に、こちらがたくさんにわかれているよりも、協定をつくつて一本化して行つた方が有利に買いつけられるというふうな場合が考えられるわけであります。

る。ところが組合などを通じてやるといふのは、あるいは協定をつくつてやると、マージンを高くとられて、需要者は泣く泣く高いものを買わざるを得ない。言いかえれば、輸入の価格が上るのであるいかというふうな心配さえ出来ます。これは何といっても、いわゆる自由競争のよさというもの、安く手に入るという意味は、確かに輸入の場合には厳存しておる。それをことさら輸入の場合にこういう組合あるいは協定をつくらなければならぬといふ趣旨は、たとえば米のごとき、あるいは小麦のごとき、特定のものであるといふように考えておるのであります。が、輸入の場合に限つては業種はきわめて制限する。しかもこれは政令によつてその業種を指定するということがあるのだから、私はむしろこれを法律にはつきり書いておく方がいいと思う。元の通り別表に書くべきです。といふのは国際的な状況において著しく不利益を来る場合、というのは、瞬間的にきまるのではない。諸外国、内外の情勢に応じてある程度の期間に予見しえるものだ。だからこれは業者の話合いによつて、かつてはうだいにやられるということは、輸出の場合には必要を認めない。そういう意味合いにおいて、ことに国会は最近は年がら年中あるのだから、政令によつて一方的に業種を決定するということには賛成できない。であるから、まず第一に、輸入の場合の業種の指定については、どういうものとどういふものとをまずやるのだという案を、あなたの方から出していただき、そして今度は、その上に予見し得る範囲において、さらに追

1

加するものがあるのかないのか、というもの。それを審議すべきものだと思う。そこで第一に聞きたいのは輸入の場合には今みたいな特定のごく限られた少數のものでいいと思ふが、どうか。そしてもし少數のものであるとすれば、どういうふうなものを今考えておられるかどうか、具体的にひとつ示してもらいたい。

○牛場政府委員 輸入につきましては、ある程度自由競争が必要である。それによつて安いものが買えるといふことはまことにお説の通りであります。私もどもそういうふうな状況の存在する場合には、もちろんこの協定ないしは組合といふものは認めないつもりでおおそれがあること。」という場合に限られておるのであります。この第七条の二の第一号に「国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。」という規定に限られておるのであります。つまり競争の結果むやみに高いものを買うといふ場合に、これが協定の締結を認めておる、いいじやないかといふ意味であります。その場合は御承知の通りでござりますとか、あるいは米小麥といふもの、ないしはカリといふものであります。しかしもしこれを法律に書くといふと、おそらくそれは相当多數の品目をあげなければならぬことになります。現在協定の対象になるのじやないかと考えておりますのは、くず鉄でありますとか、あるいは米小麥といふものであります。将来こういうものは業界の整理もついて参り、だんづ専業の輸入業者が出て来るというときにおきましても、協定ないしは組合といふものは必要でなくなつて来るという場合が十分考えられるのであります。そ

うような場合のこととも考え方として、業種指定は政令に譲った方が適当ではないかというふうに考えております。  
○中崎委員 まずこの業種をはつきり明記する場合には、相当数量が多いことになるのじやないか、これはあります。しかしそれは全部国会の方で承認するかどうかは別問題です。いくらお出しになつても、その中でそれだけ必要な場合においてこれが採用される。それからもう一つは、あるいは必要がなくなつて来る場合、それはあります。その場合にはまた組合が自発的に活動を停止したらい、解散したらい、それをどこまでもやつては悪いといふ規則はない。でありますから、組合が必要を認めない場合、あるいは当局が必要と認めないという場合において、監督権をどういうふうに行使するかという問題、これは法規の上にはつきりしておいていいでありますから、その意味において輸出と輸入の場合において著しく趣きが違う。それをいかに対処するかという腹構えをもう少しはつきりして、この法案審議の過程において明らかにしてもらいたいといふことがこの一つなのであります。

か、そうしてまた公正取引委員会の意見を聞くのは、私は法案を全部読んでおりませんからちよつとわかりにくいのですが、どの範囲において公正取引委員会の意見を聞かれるのか、それをちよつとお聞きしたい。

○牛場政府委員 ただいまの点は、第二十一条にあるのでありますて、これは協定を認可する場合、組合を認可する場合、組合員の遵守すべき事項を認可する場合、この場合には公正取引委員会の同意を得なければならないこととなつておりますて、同意を得られないと場合には認可ができないことになつております。

○中崎委員 今度独禁法の改正案によれば、多分通産大臣が公正取引委員長の上に優先するのだというふうな一項が挿入されるようには感じてあるのですが、そういうことになると一体これはどうなりますか。どういう事項について優先するのかこれはまだはつきりしないのですが、いずれにしても通産大臣が公取委員長の上に行く場合が今度の案にあるのです。そうするとこれが一体どういうふうになるのか、ちよつと問題なんですが、この点ひとつ研究してもらいたいと思います。

○大西委員 研究してもらいたいと思ひます。

○川上委員 前の委員会が資料を要求してリストを出してもらつたのです

が、ところがあれはリストじやない。あれはリストのうちの解除品目だけ出している。これを私は要求したのぢやない。あのリストのもとを出してもらいたい。これはどうですか。

○牛場政府委員 お出しいたしました

別表第一」というので、この中には戦略物資以外のものがたくさん入つておりまして、従いまして「Cの記号をする品目」という別の一枚の紙をお渡ししたと思います。これがいわゆる戦略物資であります。そして戦略物資といいましてもその範囲が広いので、そのうちでどうしたものについて今まで解除いたし輸出を解禁したかということが、さらにはほかの二枚の紙に書いてあるわけでありまして、このもとになるリストというのではないのであります。アメリカのセキュリティ・リストというのはどうかというこの前御質問がございましたが、これはアメリカ政府でも極秘にいたしておりますリストであります。私どもも片鱗を示されているだけで、全部は承知しておらない状況であります。

リストがあるかもしれない」とお考えかもしれません。CはコントロールのCをとつたのであります。ABCのCではないのであります。

○川上委員 そうすればリストといふのはないのですか。

○牛場政府委員 公式には「輸出貿易管理令別表第一」というリストだけであります。

○川上委員 非公式の分があるのであります。

○牛場政府委員 公式と申しましたのは政令に付属して出でるリストといふ意味でありますて、ほかに出しましての三つのものは、これはその範囲内で役所でもつて行政的に執務の参考として出しておるものでありますて、公式と申しました意味は、言葉が悪かつたのであります。要するに政令に付属するリストというものはこれだけであります。

○川上委員 そうするとAリスト解除品目というのは、これは何なんですか。これは通産省通商局から出しているので、あなたお知りにならぬはずはない。このプリントは昭和二十八年六月九日付のものです。雑貨関係、化粧製品関係、鉄鋼、機械関係、電熱器、それから電気器具、写真器部品及附属品、その他が解除品目に書いてある。それをAリスト解除品目と書いてある。

○牛場政府委員 どうも私はそのAリストの存在を知らないであります。おそらく先ほど提出いたしました解除品目の表二つをまとめたようなものじやないかと思います。

○川上委員 そうなるとどうもわからなくなつて来ます。そうすると解除品









- 十六 五ガロンかん製造業  
十七 亜麻織物、ちよ麻織物又は大麻織物の製造業  
十八 繊維品の精練漂白、染色又は整理加工業  
十九 布はく製衣料品の縫製業  
二十 メタルラス製造業  
二十一 縫針製造業  
二十二 瓦製造業で政令で定めるもの  
二十三 印刷業で政令で定めるもの  
二十四 ターポリン紙製造業  
二十五 機械すき和紙製造業  
二十六 計量器製造業で政令で定めるもの

ありますするが、解散のため成立するに至らなかつたことは御承知の通りであります。本法施行後これが修正を必要としたしましたおもなる点は、まず今日の経済界、特に中小企業界の現状にかんがみますとき、本法適用の対象としての業種の指定に関する条件としての状況事態の要件を緩和する必要があつたことでありまして、すなわち、コスト割れによる損失の発生している場合のみならず、そのおそれある場合にも指定し得ることとする必要があつたことあります。第一の理由といたしましては、調整組合、いわゆる安定の中心的活動主体たる調整組合または同連合会の事業の範囲を拡大することになります。現行法によりますれば、調整組合または連合会は指定業種の製品の生産数量、出荷数量及び生産設備の制限をなし得ることになつておるのであります。これをさらに販売方法、原価の協定を認むることも必要なのであります。また一定の条件のもとに価格の協定を認めることも必要なのであります。さらに施行後の状況に照しますとき、調整組合の調整事業をして、可及的に機宜の措置をとり得せしむるようになりますことの必要を覚えるのであります。これがためには行政官庁の認可、その他の手続を可及的に簡素化すと同時に、審議の上すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時より開会いたします。以上が本法案改正の理由及びその主要な事項であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

案は右の要請にこたえますとともに、さらに他方において第十四国会において附帯決議として取上げられました事項、特に調整命令、すなわち現行法第二十九条の命令が出た場合に、その効力のある間に限つて、指定業種に属しておる事業の新規事業について、設備の面からこれを抑制することと、調整組合または同連合会が生産調整を行うために必要な資金を借り入れた場合に、政府は予算の範囲内において年五分を限度として当該資金の借入れにかかる利子を補給することとの二点を附帯決議できめておるのであります。この二点を新しく規定いたしたのであります。

さらに、別途審議されております私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の内容をも十分考慮し、これとの均衡をとることにいたしましたのであります。すなわち、現行法が二年間の臨時立法でありまするのを恒久法といたしまするとともに、業種指定は法律によることとなつておりますのを改めて政令によつて指定し得ることとし、もつて法の機動的運用を期することといたしましたのであります。

以上が本法案改正の理由及びその主要な事項であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時より開会いたします。以上が現行法の修正を必要とする主たる理由であつたのであります。ここに御審議を煩わさんとする本改正法

○小笠公輔君 ただいま議題となりました特定中小企業の安定に関する臨時措置法の一環として、特定中小企業の理由を御説明申し上げます。

去る第十四国会において、中小企業対策の一環として、特定中小企業の安定に関する臨時措置法が制定され、実施に移されたのであります。その後の状況にかんがみ、その一部の修正の必要が認められ、去る第十五国会にこれが改正法案が提出されたので

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時二十五分散会

昭和二十八年七月二十二日印刷

昭和二十八年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局